

不当解雇処分弾劾！ 全力で解雇撤回をかちとる名古屋地本緊急抗議声明

会社は9月27日、自らがデッチ上げた「窃盗事件」で、名古屋地本加藤誠二業務部長に対して不当にも懲戒解雇処分を通告した。名古屋地本は、この不当極まりない解雇処分を断じて許さず、満腔の怒りを持って闘うことを宣言する。会社は「内部文書を窃取した行為」を解雇処分の理由にしている。ふざけるのもいい加減にしろ！何を証拠に文章を窃取したというのか！

会社は、「命令と服従」「規律と忠誠心」の労務管理をさらに押し進めるために「主任レポート提出」を強行してきた。われわれは、主任レポートの問題点を明らかにしつつ、職場から主任レポート反対の闘いを展開してきた。なかでも加藤業務部長は、その闘いを先駆性をもって担い拓げてきたのである。

会社はこの闘いに憎悪し、東海労を潰すために、「窃盗」をデッチ上げ、中村署に刑事告訴し、7月13日愛知県警公安3課がJR東海労本部事務所、名古屋地本事務所、加藤業務部長宅など7箇所の家宅捜索を強行したのである。

そして会社は、蒲郡署において任意の事情聴取を終えた直後、「被疑者として警察の捜査をうけた」として、「懲戒処分を決定するまでの間、就業制限する」という「就業制限」を行ったのである。その日から76日目の9月27日、いまだに検察が何の判断を示していないにもかかわらず、「平成19年1月15日から1月16日にかけての深夜の勤務時間中に勤務箇所の管理者の占有管理にかかる内部文章を窃取した」という理由で、懲戒解雇処分を行ったのである。

懲戒解雇とは、労働者に死を宣告することだ。われわれは、窃盗事件をデッチ上げ、警察に社員を売り渡し、懲戒解雇を行った、こんな不当デタラメ極まりない会社を絶対に許さない！

盗人と言われて黙ってられるか！加藤業務部長の首を切られて黙ってられるか！われわれは、不当な懲戒解雇処分撤回まで断固闘う。そのために職場闘争をさらにさらに強化し、全組合員が一丸となって闘い抜くことを明らかにする。

2007年9月28日

J R 東 海 労 働 組 合
名古屋地方本部闘争委員会